

学校いじめ防止基本方針

～『いじめ防止・根絶』に向けて～



はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、人として決して許されない行為です。学校として子どもたち一人ひとりの小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。

同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本的な認識に立つことが必要です。そして、いじめ問題に対する基本認識を共有するとともに、不断の取組を充実させることが不可欠です。

「久世小学校いじめ防止基本方針」は、学校総がかりで、このいじめ問題に対峙するために、基本的な理念や体制を示したものです。

「郷土を愛し たくましく 粘り強く 心豊かに生きる こどもの育成」という学校教育目標の実現を目指し、積極的にいじめ対策に取り組んでいきたい。

I いじめに対する基本認識

第2条 いじめ定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第9条 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

「いじめ防止対策推進法」より引用

【いじめ問題に関する基本的認識】

○いじめについては、「どのこどもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要があること。

- 1 **「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。**
どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- 2 **いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。**
子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常に持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3 いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめ問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子（家族）の会話や触れ合いの確保が重要である。

4 いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。人権教育や道徳教育、心の教育を通して一人ひとりの人権が尊重され、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが重要である。

5 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

「いじめの問題に関する総合的な取組について(平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告))」より

文部科学省「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」より引用

Ⅱ いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、お互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自ら作り出していくものと期待される。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

文部科学省【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】の（１）いじめの防止①及び②ウより引用

【本校での集団作りの取り組み】

★校外学習、5年宿泊訓練、6年修学旅行

(自然体験や集団行動等の充実による豊かな心の育成)

★「クラブ」「委員会」「縦割り活動」

(異年齢での活動を通した縦につながる集団づくり「先輩」「後輩」、高学年の「リーダー」としての自覚を育て、異学年で交流しながら楽しく過ごすことができるようにする)

★「総合学習発表会」(総合的な学習の一環としての活動)

★「学年集会」「(休み時間の) みんな遊び」

Ⅲ いじめ早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級や学校では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者から訴えがなかったり、周りの児童生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

文部科学省【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】の(2)早期発見①基本的考え方より引用

【いじめ早期発見に向けた本校の措置】

- 1 生活振り返りアンケートや学校アンケート等、こどもたちの声をきく取り組み。
- 2 いじめチェックリストや、研修会議での情報共有等、こどもたちを見取るための取り組み。
- 3 連絡帳や、電話・家庭訪問、懇談等、保護者との情報共有をする取り組み。
- 4 地域への行事参加や関係機関との情報共有等、地域との連携をする取り組み。

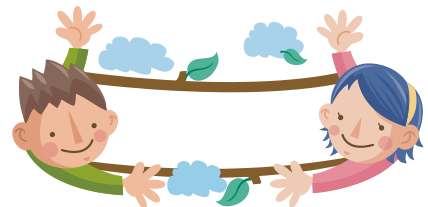
いじめやこどもの SOS に気づこう！

【学校】

- ☐ くつかくし（持ち物かくし）
- ☐ さける。（机を離すなど）
- ☐ 汚いもの扱い。「バイキン」「エクス」
- ☐ 忘れ物が多い。（とられたり隠されたりしているがそのことが言えない）
- ☐ 授業中に発言した時など、周囲が冷やかしたり、冷たく反応したりしている。
- ☐ 身体や動作について不快な言葉を使って悪口を言われたり、あだ名や呼び捨てで呼ばれることが多い。
- ☐ 給食（配膳）時に避けられたり、いたずらに盛り付けたり、配らないことがある。
- ☐ 持ち物を勝手に使われたりしている。
- ☐ 罰ゲーム、プロレスごっこと称して、何かをさせられたり、技をかけられたりしている。身体的な攻撃を受けている。原因のわからない傷や打撲のあとがある。
- ☐ 学級委員や係、当番などを周りの意向でさせられている。（給食の準備や後片付け、そうじ道具の後始末等）
- ☐ グループを作る時に孤立している。
- ☐ 服、持ち物などが不自然に汚れている。
- ☐ ノート・教科書に落書きがある。
- ☐ 掲示作品や黒板・壁に個人名のいたずら書きや中傷が書かれている。
- ☐ 無口になり、表情がさえない。
- ☐ 一人でいる時間が多くなった。
- ☐ 仲間関係がかわった。
- ☐ 列や班で回された配付プリントが当人だけ配られなかったり、乱暴に配られる。
- ☐ 保健室に出入りの回数が増えたり、教師に何か言いたそうに職員室のあたりをうろろしたりすることが多い。

【家庭】

- ☐ 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。（特に曜日は決まっていない）
- ☐ 理由がはっきりしない遅刻や早退が増えている。
- ☐ 元気がなかったり、イライラすることが多く、投げやりな様子がある。
- ☐ チック、睡眠の異常（うなされる、寝付けないなど）こだわり行動が始まる。
- ☐ 原因のわからない傷や打撲の後がある。
- ☐ 服などが不自然に汚れたり、破れたりしている。
- ☐ 学校や友だちの話を急にしなくなった。
- ☐ 何かに悩んで困っているようなのに、理由を言わない。
- ☐ 小さいこどもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- ☐ 持ち物を頻繁になくして帰ってくる。
- ☐ お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。
- ☐ 日記などに嫌だったことをよく書く、または、全く書かなくなった。
- ☐ 一人で登下校することが多い。
- ☐ 登下校で荷物を持たされたり、一緒に帰ることを強制されている。



気になる様子があれば家庭と学校で連絡を取り合います。いじめの可能性が少しでも感じられたら…

聞き取りや行動観察を開始・・・はっきりしない場合は一週間ほど継続する

→「いつ・どこで・だれが・何をした（何をされた）」の記録をする。

Ⅳ いじめに対する措置（重大事態対応含む）

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導するなど

をして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめの加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許さない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

文部科学省【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】の（３）いじめに対する措置より引用

【いじめに対する本校の措置】

- 1 いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- 2 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
（ききとりは複数の教員で行う）
- 3 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- 4 いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- 5 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- 6 いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- 7 必要に応じて、府が設置しているサポートチームの活用を図る。

V 組織体制

報告体制

(問題発生時)

問題行動発生・発見



通常担任・特支担任



学年主任・学年担任



生徒指導主事・管理職



(問題発生後)

状況把握・対応協議



指導・連絡

児童対応・保護者連絡
児童への継続的な声かけ



事後報告

学年主任・学年担任

生徒指導主事・管理職

※報告の有無の判断について

●まず学年に報告！！(問題の軽重を判断、共有)

ケガのない喧嘩、些細な言い合い等が単発の場合

⇒学級、学年で対応

複数回、喧嘩でケガ(顔、頭のケガは問題関係なしに報告)、
多対一、保護者からの連絡等の場合

⇒管理職・生徒指導主事へ報告

➡いじめ、暴力等が明白⇒すぐ管理職へ

(市教委への報告、対策委員会の設置)

➡軽いが気になるもの、協力を要するもの、

他学年間、解決しにくい問題、

対外的なもの(他学校・地域・保護者)、不登校、

その他(SSW、SC等との連携)⇒生徒指導主事へ

- ・学年担任 ・特支担任 ・関係のある教員
- ・生徒指導主事 ・SC、SSW ・養護教諭
- ・管理職 ・教務 等

学年生徒指導担当による報告

生徒指導月末報告

または職員会議等

【いじめに対する予防体制・迅速な対応体制】

- ・ いじめにつながる行為、いじめを発見した場合、指導前と指導後に必ず学年、管理職、生徒指導主事に報告・相談する。
- ・ 些細な問題であっても、記録を取り、今後を考え、学年間で共有する。
- ・ 問題が起きた場合の事後指導のみでなく、普段から事前指導に努める。

【「いじめ対策会議（研修会議）」の開催】

【メンバー】当該児童担任・校長・教頭・教務・生徒指導主事・養護教諭

当該学年担当・（必要に応じてPTA会長や関係機関職員など）SSW、SC等

【内容】・事実確認と現状把握

・具体的な対応の検討

児童に対して（当該児童・関係児童・学級・学年）、保護者に対して

・対応の計画と役割分担

【記録】・事実関係や連絡帳・電話などの内容、対応、委員会の内容、事後、全て記録すること。

【いじめ事象が起きた時の、該当児童や保護者への対応】

※① こどもへの指導・支援を行う

●いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添える体制をつくる。

●いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

●いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

※② 保護者と連携する

●つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

○相談窓口

電話教育相談こころホーン（072-270-5561）

面接相談（電話予約）堺市教育センター ソフィア教育相談（072-270-8121）

人権ふれあいセンターふれあい教育相談（072-245-2527）

○専門機関との連携

堺市教育委員会学校教育部生徒指導課（072-340-3478）へ報告、相談、連絡

いじめ事象の経過報告、いじめ報告書を教育委員会へ提出する。

こども相談所（072-245-9197）、中堺警察（072-242-1234）との連携

堺少年サポートセンター少年育成室（072-274-2355）

（いじめの被害児童への対応）・・・職員間で情報を共有しながら複数職員で対応します。

- ・ 言い分を十分に聞き、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、いじめの事実関係を確実につかむ。
- ・ 「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもたせ、被害児童を見守り支え続ける。（継続して見守りと支援を行い、定期的な面談を行います。）
- ・ 保護者へ定期的な連絡をします。（情報を共有します）
- ・ 関係機関と連携します。（教育相談による支援方法を共有します）
- ・ いじめのない学級（学年、学校）づくりに向けた指導を行う。

VI 年間計画（いじめ防止に関する取り組み）

- 4月 職員会議（いじめ防止基本方針の共有）
- 5月 非行防止教室（5・6年）
- 6月 生活ふりかえりアンケート①
いじめ対策委員会（必要に応じて）
個人懇談会
- 7月 スマホ教室
人権・特別支援・生徒指導等に関する教員対象の研修会
- 11月 生活ふりかえりアンケート②
いじめ対策委員会（必要に応じて）
にんげん学習交流会
- 12月 CAP プログラム（5年）
- 2月 生活ふりかえりアンケート③
いじめ対策委員会（必要に応じて）

VII いじめ緊急対応の基本的な手順

教職員の心得マニュアル

（注…あくまで基本的な手順で、いじめの状況に応じて変わります。）

- 1 「人をいじめることは人間として、絶対に許されない」という毅然とした態度で指導にあたります。
- 2 被害児童には「私は一人ではない、先生や友だちが守ってくれる」という安心感をもってもらうことを第一とし、辛く苦しかった気持ちを共感的に受け止めながら、ていねいにいじめの事実関係を聞き取ります。
- 3 加害児童には本人の人格を否定しないよう配慮しつつ、言い分を十分に聞いた上で、自ら行ったいじめ行為について向き合わせるようにし、被害児童の辛く苦しい気持ちに気づかせる指導を行います。
- 4 間接的にいじめに加わった児童には、傍観やはやしたてる行為は、被害者に対し加害者の行為と同じか、場合によってはそれ以上につらく悲しい思いをさせることについて理解できるように指導します。
- 5 いじめの事実関係について、被害児童・加害児童双方の言い分に違いがあれば、事実確認のため、再度十分な聞き取りを行います。

- 6 事実関係が整理できた時点で、被害児童の保護者及び加害児童の保護者に報告します。
(但し、経過報告が必要な場合は、適時・適切な方法で情報を提供します。)
- 7 被害児童・保護者に対しては事実経過を報告すると同時に、学校として今後の解決に向けた取り組みの具体策を伝えます。
- 8 加害児童には、きちんといじめ行為を振り返らせた上で、「自分がやったことが絶対にあってはいけないことである」「何がいけなかったのか」「今後どのように改善していくのか」を被害者児童に対して伝える場を持ちます。また、状況によっては保護者同席のもと学校で謝罪の場を設け、学校と保護者の共通理解のもとで再発防止に努めます。
- 9 いじめの状況が一定の限度を超えると判断した時（特に、暴力や恐喝など犯罪行為に当たるようないじめ等）や指導後もいじめを繰り返す時には、次のような措置を行う場合があります。
- ★保護者の了解のもと、一定期間、校内で他の児童と異なる場所で個別の指導を行います。
- ★教育委員会（生徒指導課）との相談のもと、出席停止を含む措置を検討したり、警察や堺市子ども相談所等の関係機関の協力を求めたりします。
- 10 担任や管理職は、被害児童が安心して学校生活を送れているか定期的に聞く場を持ち、被害児童を見守り支え続けます。
- 11 加害児童に対しては、いじめの背景を理解するように努め、目標をもって充実した学校生活が送れるように保護者と連携して支援していきます。

VIII おわりに

こどもたちがよりよい人間関係を築いていくために保護者の皆さんと共に、この『いじめ防止基本方針』は、今後も毎年見直していきたいと考えています。保護者の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。